

○新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則

平成7年11月17日
規則第68号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 自転車等の放置に対する措置(第3条—第10条)
第3章 自転車等駐輪場の附置義務(第11条—第14条)
第4章 自転車等駐輪対策協議会(第15条—第18条)
第5章 雑則(第19条)
附則

- 第1章 総則
(平21規則2・章名追加)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めのあるものを除き、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例(平成7年新宿区条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則122・平21規則2・一部改正)

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 自転車等の放置に対する措置

(平21規則2・章名追加)

(放置禁止区域の指定等に係る告示及び周知方法)

第3条 条例第10条第4項の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)の指定、変更又は解除の日
- (2) 放置禁止区域の指定、変更又は解除の範囲
- (3) 放置禁止区域の図面
- (4) その他区長が必要と認めた事項

2 条例第10条第4項の規定による告示は、前項第1号に掲げる日の14日前までに行わなければならない。

3 条例第10条第5項の規定による放置禁止区域の指定又は変更の周知は、当該放置禁止区域内に放置禁止区域図(第1号様式)を表示することにより行う。

(平11規則61・平21規則2・一部改正)

(放置自転車等の撤去方法等)

第4条 区長は、条例第11条又は第12条第2項の規定により自転車等(自動二輪車を除く。以下同じ。)を撤去するに当たり、必要な限度において、ワイヤー錠等の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、区は、当該必要な措置を講ずることによって生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

2 条例第12条第2項の相当の期間は、同条第1項の規定による警告の日から起算して7日とする。

(平11規則61・平21規則2・平25規則52・令2規則69・一部改正)

(放置自転車等の保管期間)

第5条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、同条第2項の規定による公示の日から起算して30日とする。

(平11規則61・平16規則55・平21規則2・平26規則43・一部改正)

(放置自転車等の記録)

第6条 区長は、条例第13条第1項の規定により自転車等を保管したときは、自転車等保管台帳(第2号様式)に、当該自転車等の撤去、返還、売却及び処分に関する事項を記録する。

(平11規則61・平21規則2・一部改正)

(放置自転車等の撤去に係る公示の方法)

第7条 条例第13条第2項の規定による公示は、自転車等を撤去した場所又はその周辺に、同項に規定する事項を掲示して行う。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、区役所の門前掲示場への掲示その他の適宜の方法によりこれを行うものとする。

(平11規則61・平21規則2・一部改正)

(放置自転車等の引取りに関する通知)

第8条 条例第13条第3項の規定による通知は、放置自転車等(不適正利用自転車等)返還通知書(第3号様式)により行う。

(平11規則61・平21規則2・一部改正)

(放置自転車等の返還請求)

第9条 条例第14条本文の規定による自転車等の返還を受けようとする者又は条例第15条第1項の規定による売却代金の返還を受けようとする者は、それぞれ放置自転車等(不適正利用自転車等)返還請求書(第4号様式)又は放置自転車等売却代金返還請求書・受領書(第5号様式)により区長に請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に対し、当該請求に係る自転車等の利用者若しくは所有者又はこれらの代理人であることを証する書類等の提示を求めることができる。

(平11規則61・平21規則2・一部改正)

(放置自転車等の返還に係る費用の免除)

第10条 条例第14条ただし書の特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該自転車等が盗難されたものであって、当該撤去の日の前日までに警察署に盗難届を提出していること。

- (2) その他区長が認める特別の理由

(平11規則61・平21規則2・一部改正)

第3章 自転車等駐輪場の附置義務

(平21規則2・章名追加、令2規則69・旧第4章繰上)

(施設の用途の範囲及び床面積の算出方法)

第11条 条例第17条第1項の表の左欄に掲げる施設の用途の範囲は、別表第1の左欄に掲げる施設の用途の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

- 2 条例第17条第1項の表の中欄に規定する床面積は、別表第2の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表の右欄に定めるものの面積を合計して算出するものとする。

- 3 前項の規定による床面積の算出に当たっては、当該用途における営業を目的とし専ら利用者の利用に供する部分の面積を算入することとし、従業員専用として設けられた部分並びに倉庫、便所、階段及び昇降機等の部分の面積は算入しない。

(平11規則61・全改、平21規則2・旧第25条繰下・一部改正、令2規則69・旧第32条繰上・一部改正)

(自転車等駐輪場の設置の届出)

第12条 条例第24条の規定による自転車等駐輪場(自動二輪車を一時的に停留するための施設を除く。以下この章において同じ。)の設置又は変更の届出は、自転車等駐輪場設置・変更届(第6号様式)による。

- 2 前項の届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 施設及び自転車等駐輪場の案内図及び配置図

- (2) 施設及び自転車等駐輪場の各階平面図

- (3) 自転車等駐輪場の構造図(条例第23条第2項ただし書に規定するものに限る。)

- (4) その他区長が必要と認めた図書

- 3 施設又は自転車等駐輪場の所有者又は管理者は、自転車等駐輪場の設置を完了したときは、自転車等駐輪場設置完了届(第7号様式)により区長に届け出なければならない。

(平11規則61・旧第25条繰下・一部改正、平21規則2・旧第26条繰下・一部改正、令2規則69・旧第33条繰上・一部改正)

(身分証明書)

第13条 条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第8号様式)とする。

(平11規則61・旧第26条繰下・一部改正、平21規則2・旧第27条繰下・一部改正、令2規則69・旧第34条繰上・一部改正)

(措置命令書)

第14条 条例第27条第1項の規定による命令は、措置命令書(第9号様式)により行う。

(平11規則61・旧第27条繰下・一部改正、平21規則2・旧第28条繰下・一部改正、令2規則69・旧第35条繰上・一部改正)

第4章 自転車等駐輪対策協議会

(平21規則2・章名追加、令2規則69・旧第5章繰上)

(組織)

第15条 条例第31条第3項各号に掲げる新宿区自転車等駐輪対策協議会(以下「協議会」という。)の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験者 4人以内

- (2) 区民 2人以内

- (3) 区内関係団体の構成員 6人以内

- (4) 鉄道事業者等関係機関の職員 6人以内

- (5) 警察、道路管理者(道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者をいう。)等関係行政機関の職員 6人以内

- (6) 区職員 1人

(平11規則61・旧第28条繰下・一部改正、平20規則140・一部改正、平21規則2・旧第29条繰下・一部改正、令2規則69・旧第36条繰上・一部改正)

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(平11規則61・旧第29条繰下、平21規則2・旧第30条繰下、令2規則69・旧第37条繰上)

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
4 会議は公開を原則とする。ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
5 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて、意見を聴くことができる。
(平11規則61・旧第30条繰下、平21規則2・旧第31条繰下、令2規則69・旧第38条繰上)

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、みどり土木部交通対策課において処理する。
(平11規則61・旧第31条繰下・一部改正、平15規則18・平20規則40・一部改正、平21規則2・旧第32条繰下、令2規則69・旧第39条繰上)

第5章 雑則

(平21規則2・章名追加、令2規則69・旧第6章繰上)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。
(平11規則61・旧第32条繰下、平20規則40・一部改正、平21規則2・旧第33条繰下、令2規則69・旧第40条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年12月1日から施行する。ただし、[第3条](#)の規定は、平成7年11月17日から施行する。
(新宿区自転車等の放置防止に関する条例施行規則の廃止)
2 新宿区自転車等の放置防止に関する[条例](#)施行規則(平成2年新宿区規則第44号。以下「旧放置防止規則」という。)は、廃止する。
(新宿区立自転車駐車場条例施行規則の廃止)
3 新宿区立自転車駐車場条例施行規則(平成2年新宿区規則第43号。以下「旧駐車場規則」という。)は、廃止する。
(経過措置)
4 [第5条](#)から[第10条](#)までの規定は、この規則の施行の日以後に撤去した自転車等について適用し、同日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。
5 この規則の施行の日前に、旧放置防止規則第7条から第9条までの規定及び旧駐車場規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
6 この規則の施行の際、旧放置防止規則及び旧駐車場規則の規定により作成した[様式](#)の用紙及び表示板で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、当分の間使用することができる。

附 則(平成9年11月28日規則第67号)

この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第61号)

この規則は、別に新宿区規則で定める日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第68号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月26日規則第4号)

この規則は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第21号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第18号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第55号)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
2 この規則による改正後の新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に撤去した自転車等の保管期間について適用し、同日前に撤去した自転車等の保管期間については、なお従前の例による。
附 則(平成16年7月29日規則第101号)
この規則は、平成16年8月1日から施行する。
附 則(平成16年9月30日規則第105号)
1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に撤去した自転車等に係る放置自転車等返還通知書は、この規則による改正後の新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第3号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月24日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第6号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第53号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月2日規則第122号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)抄

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。
- (1)から(5)まで 略
- (6) 第26条の規定による改正前の新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第3号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成20年10月10日規則第111号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第13号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成20年12月8日規則第140号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月23日規則第2号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる手続は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この規則による改正後の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第13条から第16条まで及び第26条の規定の例により行うことができる。
- (1) 定期利用の利用区分による新宿区立自転車等駐輪場(新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例(平成20年新宿区条例第66号)附則第3項に規定する駐輪場に限る。以下「新設する駐輪場」という。)の利用に係る申請及び承認その他の定期利用の利用区分による新設する駐輪場の利用に関し必要な手続
- (2) 定期利用の利用区分による施行日以後の新宿区立自転車等駐輪場(新設する駐輪場を除く。以下「既存の駐輪場」という。)の利用に係る申請及び承認その他の定期利用の利用区分による施行日以後の既存の駐輪場の利用に関し必要な手続
- 3 改正後の規則第31条の規定により準用する改正後の規則第5条、第6条、第7条本文及び第8条から第10条までの規定は、施行日以後に撤去した自転車等について適用し、施行日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成22年1月22日規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 定期利用の利用区分による新宿区立新宿駅路上自転車等駐輪場の利用に係る申請及び承認その他の定期利用の利用区分による新宿区立新宿駅路上自転車等駐輪場の利用に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則第13条から第16条まで、第26条及び第28条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成22年2月12日規則第3号)

この規則は、平成22年2月15日から施行する。

附 則(平成22年3月24日規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月13日規則第53号)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 定期利用の利用区分による新宿区立都電早稲田駅路上自転車等駐輪場の利用に係る申請及び承認その他の定期利用の利用区分による新宿区立都電早稲田駅路上自転車等駐輪場の利用に関し必要な手続は、この規則の施行の

日前においても行うことができる。

附 則(平成22年6月18日規則第59号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日規則第91号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例(平成22年新宿区条例第61号。以下「一部改正条例」という。)による改正後の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例(平成7年新宿区条例第28号)第17条第1項第1号に規定する定期利用(6か月間又は12か月間継続して行う利用に係るものに限る。以下単に「定期利用」という。)の利用区分による一部改正条例による改正前の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例別表第1に掲げる新宿区立自転車等駐輪場(新宿区立高田馬場駅第一自転車等駐輪場を除く。以下「既存駐輪場」という。)に係る利用の申請及び承認その他の定期利用の利用区分による既存駐輪場の利用に関し必要な手続並びに使用料の納入、減免及び返還は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この規則による改正後の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第13条から第17条まで、第22条、第24条から第26条まで及び第28条の規定の例により行うことができる。
- 3 新宿区立下落合駅自転車等駐輪場、新宿区立四谷三丁目駅路上自転車等駐輪場及び新宿区立落合駅路上自転車等駐輪場(以下「新設駐輪場」という。)に係る利用の申請及び承認その他の新設駐輪場の利用に関し必要な手続並びに使用料の納入、減免及び返還は、施行日前においても、改正後の規則第13条から第17条まで、第22条、第24条から第26条まで及び第28条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成23年10月13日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月24日規則第5号)

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成25年8月6日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の第6号様式の規定により作成する用紙については、この規則の施行の日前においても、この規則による改正前の第6号様式の規定により作成した用紙に代えて、使用することができる。

附 則(平成26年3月5日規則第8号)

この規則は、平成26年3月25日から施行する。

附 則(平成26年6月20日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第5条及び第3号様式(裏)の改正規定並びに次項の規定は、同年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第5条及び第3号様式の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に撤去した自転車等について適用し、同日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第19号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成26年9月1日規則第49号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
附 則(平成27年11月2日規則第83号)
この規則は、平成27年11月10日から施行する。ただし、別表第5遊技場の項の改正規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式、第8号様式、第9号様式及び第18号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成29年8月1日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例(平成29年新宿区条例第25号)の施行の日(平成29年8月25日)から施行する。

- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。
- 附 則(平成30年12月19日規則第77号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年12月9日規則第49号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6号の2様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の第6号の2様式の規定は、この規則の施行の日以後の定期利用の利用区分による路上自転車等駐輪場の利用に係る申請について適用し、同日前の定期利用の利用区分による路上自転車等駐輪場の利用に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 第1項ただし書に規定する規定の施行の際、この規則による改正前の第6号の2様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。
- 附 則(令和2年10月23日規則第69号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則第6号様式及び第6号の2様式の規定により作成する用紙については、同条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正前の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例施行規則第6号様式及び第6号の2様式の規定により作成した用紙に代えて、使用することができる。
- 別表第1(第11条関係)
- (平11規則61・平19規則122・一部改正、平21規則2・旧別表第4繰下・一部改正、平27規則83・一部改正、令2規則69・旧別表第5繰上・一部改正)

施設の用途	範囲
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うもの
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店	小売店又は飲食店の営業を行うもの
銀行その他の金融機関	銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び金融商品取引業者の本店又は支店で、一般の利用者のための店舗部分を有するもの
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	ボーリング場、スケート場、水泳場その他トレーニング、ダンス等の用に供する施設(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第3項の公益的施設を除く。)で一般の利用者を対象として営業するもの
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業するもの

- 別表第2(第11条関係)
- (平11規則61・一部改正、平21規則2・旧別表第5繰下・一部改正、令2規則69・旧別表第6繰上・一部改正)

床面積	算出の範囲
遊技場の床面積	遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店の床面積	売場(飲食店の客席及び待合室を含む。)、売場の通路、ショーウィンドー、ショールーム、催事場、承り所及びこれらに類するもの
銀行その他の金融機関の床面積	銀行室、接客室、待合室、応接室、現金自動支払機設置室及びこれらに類するもの
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設の床面積	競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設の床面積	教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの

第1号様式(第3条関係)

(平21規則2・全改)

第1号様式(第3条関係)



第2号様式(第6条関係)

(平21規則2・全改、令2規則69・一部改正)

第2号様式(第6条関係)

自転車等保管台帳

撤去年月日

撤去場所

整理番号	自転車等の特徴		防犯登録番号 又は標識番号	所有者住所	氏電 名話	引渡日	返還通知日 返還期限日	廃棄日	売却日	売却額	売却代金返 還日・備考
	色	型									
										円	
										円	
										円	
										円	
										円	
										円	
										円	
										円	
										円	

第3号様式(第8条関係)
(平21規則2・全改、平26規則43・令2規則69・一部改正)

第3号様式(第8条関係)

(表)

郵便はがき

様

放置自転車等(不適正利用自転車等)返還
通知書

年 月 日

返還場所

返還期限

整理番号

撤去場所

撤去年月日

住所

案 内 図

電 話

裏面の注意事項を必ず
お読みください。

(裏)

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例に基づき、あなたの自転車等を撤去し、保管していますので、速やかにお引き取りください。

新宿区長

返 還 時 間

午後1時から午後6時まで
(月曜日、日曜日及び12月29日～1月3日を除く。)

返 還 時 に
必要なもの

1 このはがき
2 住所・氏名を確認できるもの
3 自転車等のカギ
4 撤去費用 円

注 意 事 項

1 保管期間(撤去後、公示の日から30日)を経過して、なお引取りがない場合には、条例の規定に基づき処分します。
2 さびの発生等自然現象による機能低下が予想されるため、できるだけ早くお引き取りください。
3 盗難等により警察署に被害届を提出済みの自転車等についてこの通知を受けた場合は、自転車等の引取り後、速やかに被害届の取下げをしてください。

問 い 合 わ せ 先

〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

電話

備 考

第4号様式(第9条関係)

(平21規則2・全改、令2規則69・一部改正)

https://krg105.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1717544634481&memoWin=true&_=1717544664156

9/15

放置自転車等(不適正利用自転車等)返還請求書

第5号様式(第9条関係)
(平21規則2・全改)

第5号様式(第9条関係)

放置自転車等売却代金返還請求書・受領書

年 月 日

新宿区長 あて

住 所
請求者 氏 名
電 話

下記のとおり売却代金の返還を請求します。

記

自転車等の種別	自 転 車 ・ 原 動 機 付 自 転 車		
防犯登録番号		標 識 番 号 及びメーカー	
確 認 欄	返 還 通 知 書		身 分 証 明 書

受領書	
下記のとおり売却代金の返還を受けました。	
氏 名	
売 却 代 金	売却代金返還年月日

第6号様式(第12条関係)

(平21規則2・全改、令2規則69・旧第20号様式繰上・一部改正)

第6号様式(第12条関係)

年月日

自転車等駐輪場設置・変更届

新宿区長宛て

住所氏名電話番号

※法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

下記のとおり自転車等駐輪場の設置・届出事項の変更について届け出ます。

記

1 施設

所在地	東京都新宿区		
用途	1 遊技場 2 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店 3 銀行その他の金融機関 4 スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設 5 学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設		
面積	敷地面積㎡	延床面積㎡	対象面積㎡
設置方法	1 新築 2 増築 3 用途変更		
その他			

2 自転車等駐輪場

設置場所	東京都新宿区		
駐輪場面積	㎡	収容台数	台
構造	1 平置式 2 立体式 3 その他()		
その他			

3 完了

完了予定日	年 月 日
-------	-------------

※ 届出事項の変更の届出の場合は、変更箇所のみ記入してください。

第7号様式(第12条関係)

(平21規則2・全改、令2規則69・旧第21号様式繰上・一部改正)

第7号様式(第12条関係)

年 月 日

自転車等駐輪場設置完了届

新宿区長 宛て

住 所
氏 名
電 話 ()
※法人にあつては、名称、主たる事務所
 の所在地及び代表者の氏名

下記のとおり自転車等駐輪場の設置を完了したので届け出ます。

記

1 施設

所 在 地	東京都新宿区		
用 途	1 遊技場 2 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店 3 銀行その他の金融機関 4 スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設 5 学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設		
面 積	敷地面積 m ²	延床面積 m ²	対象面積 m ²
設置方法	1 新築 2 増築 3 用途変更		
そ の 他			

2 自転車等駐輪場

設 置 場 所	東京都新宿区		
駐輪場面積	m ²	収容台数	台
構 造	1 平置式 2 立体式 3 その他()		
そ の 他			

3 完了

完 了 日	年 月 日
-----------	-------------

第8号様式(第13条関係)
(平21規則2・全改、令2規則69・旧第22号様式繰上・一部改正)

第8号様式(第13条関係)

第号

身分証明書

所属氏名

年 月 日生

上記の者は、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例第26条第1項の規定により、施設又は自転車等駐輪場の立入検査をさせる職員であることを証明する。

年 月 日発行

有効期間 年 月 日まで

新宿区長

第9号様式(第14条関係)

(平21規則2・全改、令2規則69・旧第23号様式繰上・一部改正)

第9号様式(第14条関係)

措 置 命 令 書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例第27条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置を執るべきことを命じます。

記

- 1 措置の内容
- 2 理由
- 3 期間